

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市教育長 在田 正秀

第2条学校事務支援室の款第10号中「嘱託員」の右に「, 会計年度任用職員」を加え、同条教育環境整備室の款を削り、同条の次に次の1条を加える。

(教育環境整備室)

第2条の2 教育環境整備室の事務分掌の細目は、次のとおりとする。

- (1) 学校その他の教育機関の建物の管理及び保全計画に関する事。
- (2) 学校の電話架設に関する事。
- (3) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (4) 選挙公営による校舎の使用に関する事。
- (5) 学校その他の教育機関の施設及び用地の高度活用に関する事。
- (6) 学校その他の教育機関の土地の取得及び処分計画に関する事。
- (7) 学校用地の管理に関する事。
- (8) 学校その他の教育機関の用地に係る整備計画の立案及び実施に関する事。
- (9) 学校その他の教育機関の用地の測量に関する事。
- (10) 学校その他の教育機関の緑化に関する事。
- (11) 学校プールの整備計画に関する事。
- (12) 学校その他の教育機関の用地及びプールの工事に係る設計、施行及び監督に関する事。
- (13) 工事用材料等の現場検収に関する事。
- (14) 学校その他の教育機関の建物の取得及び処分計画に関する事。
- (15) 学校その他の教育機関の建物の新築及び増改築計画に関する事。
- (16) 学校その他の教育機関の施設に係る国庫補助及び起債に関する事。
- (17) 学校施設の小規模な修繕及び環境整備に係る計画及び実施に関する事。
- (18) 産業教育の施設の拡充に関する事。
- (19) 学校施設における長寿命化に係る計画の立案及び実施に関する事
- (20) 室内庶務に関する事。

第3条学校指導課の款第14号中「京都京北小中学校教育企画推進室」を「京都奏和高校開設準備室」に、「新定時制高校開設準備室」を「新普通科系高校開設準備室」に改め、同条京都京北小中学校教育企画推進室の款及び新定時制高校開設準備室の款を次のように改める。

京都奏和高校開設準備室

- (1) 京都奏和高等学校の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 京都奏和高等学校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 京都奏和高等学校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

新普通科系高校開設準備室

- (1) 新たに設置する普通科の学科を置く高等学校（以下「新普通科系高校」という。）の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 新普通科系高校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 新普通科系高校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

第5条第15号中「図書館（」の右に「別に定める」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)